

認知症対応型共同生活介護事業所 管理者 各位

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長  
(施設指導係)

令和 7 年度の外部評価の実施の免除に係る申請について (通知)

認知症対応型共同生活介護については、年に 1 回以上の外部評価の実施が必要ですが、福岡県外部評価実施要領に基づき、一定の要件を満たした事業所は、次年度 (令和 7 年度) の外部評価については実施しなくてもよいとされています。

つきましては、当該要件を満たしている事業所のうち、外部評価の実施の免除を希望される事業所は、下記のとおり申請されますようお願いいたします。

## 記

### 1 要件

5 年間継続して外部評価を実施している事業所であって、下記 (1) から (4) までの要件を全て満たすこと。なお、外部評価の実施が必要な年度に、運営推進会議を活用した評価を行っている事業所は、免除の対象外となります。

- (1) 自己評価・外部評価結果及び目標達成計画を保険者に提出していること。
- (2) 運営推進会議が、過去 1 年間に 6 回以上開催されていること。
- (3) 運営推進会議に、事業所所在地の保険者の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。
- (4) 自己評価・外部評価結果のうち、外部評価項目の 2、3、4、7 の実践状況 (外部評価) が適切であること。

※ 上記の外部評価項目について

- 2 : 事業所と地域とのつきあい
- 3 : 運営推進会議を活かした取組み
- 4 : 市町村との連携
- 7 : 運営に関する利用者、家族等意見の反映

〈注〉令和 6 年度の外部評価の実施が免除されている事業所は、令和 7 年度の外部評価は必ず実施してください

### 2 提出が必要な書類

- (I) 外部評価の実施に係る申請書 (様式 1)
- (II) 自己評価及び外部評価結果 (令和 6 年度分)
- (III) 目標達成計画 (令和 6 年度の評価結果をもとに作成した計画)
- (IV) 運営推進会議の議事録 (過去 1 年間分)

## 留意事項

- ① 福岡市（事業者指導課）に（Ⅱ）自己評価及び外部評価結果 及び（Ⅲ）目標達成計画を既に提出されている場合は、改めて提出していただく必要はありません。
- ② 申請書の提出日時時点で、令和6年度の外部評価の結果が確定していない場合は、申請書にその旨を記載して提出してください。この場合、令和7年3月31日までに実施し、結果の確定後速やかに（Ⅱ）自己評価及び外部評価結果 及び（Ⅲ）目標達成計画を提出してください。
- ③ （Ⅳ）運営推進会議の議事録には、参加者の出欠状況、会議の内容、結果等を具体的に記載してください。また、配布した資料については、提出の必要はありません。

## 3 提出方法

電子メールもしくは郵送で提出してください。

○メールアドレス：[shisetu-shido@city.fukuoka.lg.jp](mailto:shisetu-shido@city.fukuoka.lg.jp)

必ず件名に（事業所番号）外部評価実施免除申請と記載してください。

○郵送先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市役所 福祉局 高齢社会部

事業者指導課施設指導係 外部評価実施免除申請担当宛

## 4 提出期限

**令和7年1月31日（金）必着**

## 5 申請書類

福岡市のホームページに本通知、申請書の様式等を掲載していますので、ご確認ください。

### 【掲載場所】

HOME > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ>各種手続き・運営指導に関すること > 運営指導・監査 > 「地域密着型サービス外部評価」・「福祉サービス第三者評価」について ([https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/5-010110\\_2.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/5-010110_2.html))

## 6 自己評価について

外部評価が免除の場合でも、自己評価は毎年度実施する必要があります。必ず自己評価を実施し、その記録を残してください。

問い合わせ先 福岡市 福祉局 高齢社会部 事業者指導課 施設指導係 石村・美濃田（ミノダ） TEL：092-711-4319 宛先：shisetu-shido@city.fukuoka.lg.jp
--

別紙「外部評価の実施の免除に係る申請について（Q&A）」をご確認のうえ、不明な点についてはメールにてお問い合わせください。